米国(グアム)における鹿児島県産農 産物プロモーション業務

プロポーザル実施要領

令和6年10月

鹿児島県農政部農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室

1 趣旨

この要領は「米国 (グアム) における鹿児島県産農産物プロモーション業務」(以下「本業務」) において、公募型プロポーザルにより、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

米国(グアム)における鹿児島県産農産物プロモーション業務

(2) 業務目的

本県と連携協定を締結している(株)PPIHの米国(グアム)出店を機に、鹿児島県産農産物(以下「県産農産物」)の新たな市場となることが期待される米国(グアム)にて、マーケティング調査等を行い、県産農産物の輸出の可能性を探るとともに、プロモーションを実施することで、認知度向上及び販路開拓・拡大を図る。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期限

令和7年3月31日(月)

(5) 契約上限金額

4,000千円以内(消費税及び地方消費税含む)

3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等,契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

4 応募スケジュール

項目	日程
企画提案募集開始	令和6年10月9日(水)
質問受付期限	令和6年10月15日(火)
質問回答	令和6年10月17日(木)
参加申込書等提出期限	令和6年10月21日(月)
企画提案書・企画提案内容調	令和6年10月29日(火)
書,参考見積書提出期限	
審査	令和6年10月下旬~11月上旬
審査結果通知	令和6年11月上旬(予定)
契約締結	令和6年11月中旬(予定)

- ※ 事前説明会は開催しない。
- ※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

5 プロポーザルの手続等

(1) 質問受付及び回答方法

ア 質問方法:本業務に関する質問がある場合は、別添質問票(様式第 1号)により、電子メールで提出すること(電話で着信確認を行うこと。)。

イ 提出期限: 令和6年10月15日(火)午後5時必着

ウ 回 答: 令和6年10月17日 (木) までに鹿児島県ホームページに おいて公表する。

(2) 参加申込

ア 提出書類:参加申込書 (様式第2号),参加資格確認申請書 (様式第 3号),事業者概要書 (様式第4号)

イ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) による。

ウ 提出期限: 令和6年10月21日(月)午後5時必着

エ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、令和6年10月21日以降に行うこととし、結果(参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む)については、 参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満 たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すもの とする。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ・ <u>企画提案書(様式第5号)及び企画提案内容調書(任意),参考見</u> 積書(任意)を作成の上,提出すること。
- ・ 提出書類については、A4判とすること(白黒印刷,カラー印刷は問わない)。なお、指定の様式(様式第1号~第5号)以外は、縦でも横でも構わない。
- 企画提案書には、以下の内容を示すこと。
 - ① マーケティング調査の方法及び調査項目の提案
 - ② 現地小売店舗と連携したイベントを含むプロモーション内容の提案
 - ③ デジタルコンテンツを活用した情報発信の提案
 - ④ 効果測定方法の提案
 - ⑤ 類似業務の実績(過去3年以内における主な実績)
 - ⑥ 委託業務により予想される効果
 - ⑦ 委託業務の遂行に係る実施体制
 - ⑧ 事業実施スケジュール
- ・ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。
- ・ 参考見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容 を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成す ること(積算内訳も明示すること。)。

なお、正式な見積書については、プロポーザルの結果を踏まえ、 最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

- イ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) による。
- ウ 提出期限:令和6年10月29日(火)午後5時必着

6 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等の内容について、審査項目及び評価の視点(別表2)により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。
- (2) 審査は、原則、書類審査方式とするが、後日、企画提案内容について、個別にヒアリングを行うことがある。
- (3) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとす

る。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。

(4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。 なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

7 契約の締結

- (1) 上記6により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、 鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。
- (4) 前金払は委託契約金額の30%以内(ただし,契約相手方から前金の請求があった場合)の範囲で支払うことができるものとする。 ただし、部分払は行わない。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通 貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。 なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例(平成12年条例 第113号)に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- 9 担当部署(提出先及び問い合わせ先)

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10 番1号

電話:099-286-3093(直通) FAX:099-286-5587

E-mail: yusyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

仕 様 書(案)

1 業務委託名

米国(グアム)における鹿児島県産農産物プロモーション業務

2 目 的

本県と連携協定を締結している(株) PPIHの米国(グアム)への出店を機に、新たな市場となることが期待される米国(グアム)にて、マーケティング調査等を行い、 鹿児島県産農産物(以下「県産農産物」)の輸出の可能性を探るとともに、プロモーションを実施することで、認知度向上及び販路開拓・拡大を図る。

3 履行期限

令和7年3月31日(月)

4 対象国

米国 (グアム)

5 対象品目

米国(グアム)に輸出可能な県産農産物(青果物)

6 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成23年生文第197号) 第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者

7 業務内容

(1)マーケット調査の実施

米国(グアム)に輸出可能な県産農産物(青果物)の現地での消費動向や食習慣, マーケットの特徴等を調査し、米国(グアム)への輸出に有望な県産農産物の品目 を選定するとともに、現地の食生活に合う食べ方など効果的なプロモーションに資 する情報を整理し、提案する。

- (2) 現地での販路開拓・販売促進に向けたプロモーションの実施
 - ① 現地小売店舗「DON DON DONKI VILLAGE OF DONKI ((株) PPIH)」での販促イベントを含む7(1)で選定した品目の現地での販路開拓・販売促進に向けたプロモーションを実施すること。

(イベントの概要)

ア 時 期:令和7年2月頃

イ 場 所: DON DON DONKI VILLAGE OF DONKI

ウ 取扱品目: 3品目以上とする。

- ② 現地消費者の反応やプロモーションの結果は、適切に記録・分析し、フィード バックすること。
- ③ 適宜, 畜産物や水産物, 酒類等, 青果物以外の県産品を組み合わせて効果的なプロモーションとなるよう工夫すること。

(3) デジタルコンテンツを活用した情報発信

7(1)で選定した品目及び現地の食生活に合う食べ方及び7(2)で実施するプロモーションの告知については、SNS(Instagram や Facebook, Youtube 等)を活用し、消費者に広く周知すること。

また、配信結果やフォロワーの反応については、適切に記録・分析の上、フィード バックすること。

(4) 効果測定

7(2)及び(3)の業務について、取組の効果を客観的かつ具体的な数値等で示すこと。

8 成果報告

業務終了後は、7の(1)~(4)についての実績及び成果等を内容とする委託業務 実施報告書を提出すること。

9 留意事項

- (1) 本業務で作成したコンテンツに係る一切の権利は、鹿児島県に帰属するものとする。ただし、より高い事業効果が得られるなど特段の事由がある場合は、この限りでない。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。

10 その他

- (1) 受託者は委託者と協議の上業務を進めること。また、7(2)の実施にあたっては、委託者及び(株) PPIHと協議の上業務を進めることとし、現地での連絡調整及び商品調達等は受託者が行うこととする。
- (2) 委託者は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、 受託者はこの指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者と協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、委託者と 受託者との協議により決定する。
- (5) 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密について、外部に漏らさないこと。また、契約期間終了後も同様とすること。
- (6) 本事業により知り得た情報(個人情報を含む。)について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (7) 委託者は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託料の一部または全部を返還させることができるものとする。
- (8) 本事業に係る一切の書類は5年間保存すること。

別表1提出書類

提出	書類	記載内容	提 出部 数
質問票	様式第1号	質問事項について、簡潔に記載すること。	1部
参加申込書	様式第2号	代表者名を記入し、提出すること。	1部
参加資格確 認申請書	様式第3号	代表者名を記入し、提出すること。	1部
事業者概要書	様式第4号	主要業務等について、簡潔に記載すること。	1部
企画提案書	様式第5号	代表者名を記入し、提出すること。	1部
企画提案内 容調書	任意様式	提案内容について簡潔に記載すること。	6部
費用見積書	任意様式	・本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な全ての経費を算出し記載すること。(積算内訳も明示すること。)・契約時に再度、見積書の提出を求める。	1部

[※]企画提案書(本体)の提出部数の内訳は,正本1部(商号又は名称入り),副本5部(商号又は名称なし)とする。

[※] 企画提案書(本体)はページ番号を通しで付し、A4判で出力(両面印刷可)の上、各部ごとにクリップ等の留め具(ホチキス不可)で綴じて提出する。

(別表2) 米国(グアム)における県産農産物プロモーション業務 審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
全体方針	・業務の趣旨を十分理解し、目的と合致した提案となっているか	10点
業務内容	全体 ・コンセプトや内容、ターゲットが明されており、高い効果が見込まれるか ・現地の消費動向やを高め、消と連携したイベント ・現地(グアム)の方を高め、消費拡大に変か ・光国(グアム)の向けの新規販路開大に資するプロモーション ・現地において、県産農産物の魅力でジタルコンテンツを活用した情報発信 ・プロモーションや情報発信の効果測定 ・プロモーションや情報発信の効果 測定の方法につか がされているか	4 0 点
業務実績	・本業務を遂行するために必要な知識・専門性を有しているか・過去に類似の業務で良好な実績を挙げているか、同等の成果が期待できるか	10点
期待される 効果	・本プロモーションによる効果が客観的かつ具体 的な数値等で示されているか	10点
業務実施体制	・提案内容を確実に実施できる体制が確立されているか	10点
業務実施ス ケジュール	・本業務の実施手順、実施スケジュールは妥当か	10点
提案価格	・提案内容に対する積算金額は妥当か ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか	
合 計		100点